

消費生活相談窓口のための

消費者裁判手続特例法ガイドブック

令和4年2月

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
(ホクネット)

は し が き

消費者保護の法的仕組みとして、消費者保護団体が事業者に対して請求できる制度が大きく二つあります。一つは、適格消費者団体（現在22団体）は被害発生防止のため不当条項の使用などの「差止請求」ができるというものです。もう一つは、この団体のなかの「特定」適格消費者団体（現在4団体）は発生した被害の回復を請求できるというものです。

この被害回復請求を定めているのが、2016年に施行された消費者裁判手続特例法（正式には「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」）です。

本ガイドブックは、消費者裁判手続特例法の内容を短時間で理解していただけるよう、ホクネットで活躍している法律家や消費生活相談員が、ポイントを絞り、工夫をこらし、読みやすさとわかりやすさを心がけて書いたものです。全体として、7項目、6コラムからなり、参考資料として消費者裁判手続特例法（条文）を収めています。

一読されるだけで、消費者裁判手続特例法の被害回復の仕組みが、①共通義務確認訴訟（当該事業者が多数の消費者に共通の金銭支払義務があることの確認を求める訴訟）と、②簡易確定手続（個々の消費者の債権額を決める手続）という二段階の構造になっていること、また、消費者が特定適格消費者団体を通して被害の回復をはかるためには、第2段階で特定適格消費者団体と手続費用や報酬額などについて契約を結ぶ必要があることなどがわかりいただけるでしょう。

消費生活相談にかかわる皆様方に、事業者から財産的被害を被った消費者の消費者裁判手続特例法による被害回復の可能性を判断するために、また、消費者に被害回復が容易にできそうだと誤った期待を持たせてしまわないためにも、本ガイドブックを活用していただけますならば、これに勝る喜びはありません。

2022（令和4）年2月

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 理事長 松久三四彦

■目次

第1章 消費者裁判手続特例法の意義と概要	1
コラム① 相談現場から！	5
第2章 特定適格消費者団体	6
コラム② 被害回復の権利を目指して！	8
第3章 共通義務確認訴訟（第1段階）	9
コラム③ これまでの「弁護団」とはどう違うの？	14
第4章 個別債権確定手続（第2段階）	15
コラム④ 消費者が負担する費用はいくら？	19
第5章 仮想事例によるシミュレーション	20
コラム⑤ 本制度の有効性と解決までの時間は？	27
第6章 これまでの適用事例	28
コラム⑥ （特定）適格消費者団体の課題とは？	32
第7章 現行制度の問題点と課題	33

■参考資料

消費者裁判手続特例法（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律） 39

関係連絡先【消費者支援ネット北海道（ホクネット）、悪質商法被害対策弁護団】
..... 75